



那么，2011年07月01日至2011年10月15日这段期间需不需要补缴？

- 境外雇主派遣至中国工作的职工，其工资可能由境外雇主支付，或者境外、境内各支付一部分，其缴费基数是否包括境外支付部分？
- 尽管新法令明确了外国人缴纳的社会保险的种类，但如失业保险等险种，对外国人是否确实能够适用？
- 其他。

我们将持续关注外国人缴纳社会保险事宜的后续相关新政策以及新的实务动态。

以下，为《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》全文之中日文对照版（日文版，由里兆律师事务所翻译，仅供参考）。您也可以点击以下网址，查看《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》的官方原文：

[http://www.gov.cn/qzdt/2011-09/08/content\\_1943787.htm](http://www.gov.cn/qzdt/2011-09/08/content_1943787.htm)

門に具体的に確認するとよい。

なお、新法令に不明確な箇所は多くあり、政策、実務上の取扱手順により明確化する必要がある。例えば以下の通りである。

- 強制納付を実施していない地方は何時から強制納付を実施するのか。
- 2011年10月15日から納付を始める場合、2011年7月1日から2011年10月15日の間は追納が必要なのか。
- 国外の雇用主から中国へ派遣され就業する従業員は、国外の雇用主から又は国内、国外の両方から賃金を受ける場合、その納付基数に国外の支払分が含まれるかどうか。
- 新法令では外国人が納付すべく社会保险の種類を明確にしているものの、失業保険等のような保険種類は、確かに外国人に適用されるかどうか。
- その他。

私共は引続き、外国人の社会保险納付事項に関連する今後の新政策及び新しい実務動態に注目したい。

以下は「中国国内で就業する外国人の社会保险加入暫定弁法」全文の中国語と日本語の対照版である（日本語版は里兆法律事務所が作成した参考仮訳である）。「中国国内で就業する外国人の社会保险加入暫定弁法」の政府側発表の原文をご覧になるには、下記の URL をご参照下さい。

[http://www.gov.cn/qzdt/2011-09/08/content\\_1943787.htm](http://www.gov.cn/qzdt/2011-09/08/content_1943787.htm)

【法规标题】在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法

【发布部门】人力资源和社会保障部

【发文字号】人力资源和社会保障部令 第 16 号

【发布日期】2011.09.06

【实施日期】2011.10.15

【时效性】现行有效

【效力级别】部门规章

【全文】

【法令名称】中国国内で就業する外国人の社会保险加入暫定弁法

【発布部門】人的資源及び社会保障部

【発布番号】人的資源及び社会保障部令 第 16 号

【発布日】2011.09.06

【施行日】2011.10.15

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規則

【全文】

#### 中华人民共和国人力资源和社会保障部令 第 16 号

《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》已经人力资源和社会保障部第 67 次部务会审议通过，并经国务院同意，现予公布，自 2011 年 10 月 15 日起施行。

部 长 尹蔚民  
二〇一一年九月六日

#### 中華人民共和國的資源及び社会保障部令 第 16 号

「中国国内で就業する外国人の社会保险加入暫定弁法」は人的資源及び社会保障部第 67 回部務会の審議にて可決され、国务院同意の上、ここに公布し、2011 年 10 月 15 日より施行する。

部 長 尹蔚民  
二〇一一年九月六日

## 在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法

第一条 为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》（以下简称社会保险法），制定本办法。

第二条 在中国境内就业的外国人，是指依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件和外国人居留证件，以及持有《外国人永久居留证》，在中国境内合法就业的非中国国籍的人员。

第三条 在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇用合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

第四条 用人单位招用外国人的，应当自办理就业证件之日起 30 日内为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位按照前款规定为其办理社会保险登记。

依法办理外国人就业证件的机构，应当及时将外国人来华就业的相关信息通报当地社会保险经办机构。社会保险经办机构应当定期向相关机构查询外国人办理就业证件的情况。

第五条 参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到规定的领取养老金年龄前离境的，其社会保险个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，也可以将其社会保险个人账户储存额一次性支付给本人。

第六条 外国人死亡的，其社会保险个人账户余额可以依法继承。

第七条 在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当至少每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具

## 中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法

第一条 中国国内で就業する外国人が法により社会保険に加入し社会保険待遇を享受する適法的權益を擁護し、社会保険管理を強化するために、「中華人民共和国社会保険法」（以下「社会保険法」という）に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中国国内で就業する外国人とは、法により「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の就業証書及び外国人居留証書、及び「外国人永久居留証」を取得し、中国国内で適法に就業する中国国籍以外の人員を指す。

第三条 中国国内で法により登録し又は登記した企業、事業組織、社会团体、民営非企業組織、基金会、法律事務所、会計士事務所等の組織（以下「雇用主」という）が法により採用した外国人は法により従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、生育保险に加入し、雇用主及び本人が規定に基づき社会保険料を納付しなければならない。

国外の雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内に登録し又は登記した分支機関、駐在員事務所（以下「国内の就業先」という）に派遣され就業する外国人は法により従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険及び生育保险に加入し、国内の就業先及び本人が規定に基づき社会保険料を納付しなければならない。

第四条 雇用主が外国人を採用した場合、就業証書の手続きを行った日より 30 日以内にその外国人のために社会保険登記手続きを行わなければならない。

国外の雇用主から国内の就業先に派遣され就業する外国人は、国内の就業先が上述の規定に基づきその外国人のために社会保険登記手続きを行わなければならない。

法により外国人就業証書を取扱う機関は、遅滞なく外国人の中国での就業に関する情報を現地の社会保険取扱機関に通知しなければならない。社会保険取扱機関は定期的に関係機関にて外国人の就業証書の取扱状況について照会しなければならない。

第五条 社会保険に加入した外国人が条件に適合する場合、法により社会保険待遇を享受する。

退職年金を受取る年齢に達する前に出国した外国人は、その社会保険個人口座は保留扱いとし、再び中国にて就業する場合、納付年数は累積計算し、本人が社会保険関係の終結を書面で申請する場合は、その社会保険個人口座中の残高を一括して本人に支払うことができる。

第六条 外国人が死亡した場合、その社会保険個人口座中の残高は法により相続することができる。

第七条 中国国外にて毎月、社会保険待遇を享受する外国人は、少なくとも毎年 1 回、その待遇の支払いをつかさどる社会保険取扱機関に対し中国在外大使

的生存证明，或者由居住国有关机构公证、认证并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

外国人合法入境的，可以到社会保险经办机构自行证明其生存状况，不再提供前款规定的生存证明。

第八条 依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

第九条 具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

第十条 社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放中华人民共和国社会保障卡。

第十一条 社会保险行政部门应当按照社会保险法的规定，对外国人参加社会保险的情况进行监督检查。用人单位或者境内工作单位未依法为招聘的外国人办理社会保险登记或者未依法为其缴纳社会保险费的，按照社会保险法、《劳动保障监察条例》等法律、行政法规和有关规定处理。

用人单位招聘未依法办理就业证件或者持有《外国人永久居留证》的外国人的，按照《外国人在中国就业管理规定》处理。

第十二条 本办法自 2011 年 10 月 15 日起施行。

附件：外国人社会保障号码编制规则

館、領事館の発行する生存証明、又は居住国の関係機関の公証、認証を受け且つ中国在外大使館、領事館が認証した生存証明を提供しなければならない。

外国人が適法に入国した場合、社会保険取扱機関に赴き自己の生存状況を自ら証明することができ、前項に規定する生存証明を提供しなくてよい。

第八条 法により社会保険に加入した外国人と雇用主又は国内の就業先との間で社会保険が原因で争いが発生した場合、法により調停、仲裁の申立、訴訟を提起することができる。雇用主又は国内の就業先がその社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門又は社会保険料徴収機関が法により処理するよう求めることもできる。

第九条 中国と社会保険二国間又は多国間協議書を締結した国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、その者の社会保険加入方法は協議書規定に従い取り扱う。

第十条 社会保険取扱機関は「外国人社会保障番号編制規則」に基づき、外国人のために社会保障番号を割り当て、中華人民共和国社会保障カードを発給するものとする。

第十一条 社会保険行政部門は、社会保険法の規定に基づき、外国人の社会保険加入状況について監督検査を実施しなければならない。雇用主又は国内の就業先が、法により採用した外国人のために社会保険登記手続きを行っておらず、又は法により社会保険料を納付していない場合、社会保険法、「労働保障監察条例」等の法律、行政法規及び関連規則に従い処理する。

雇用主が法により就業証書手続きを行っていない、又は「外国人永久居留証」を有さない外国人を採用する場合、「外国人在中国就業管理規定」に従い処理する。

第十二条 本法は、2011 年 10 月 15 日より施行する。

附属文書：外国人社会保障番号編制規則

附件：

### 外国人社会保障号码编制规则

外国人参加中国社会保险，其社会保障号码由外国人所在国家或地区代码、有效证件号码组成。外国人有效证件为护照或《外国人永久居留证》。所在国家或地区代码和有效证件号码之间预留一位。其表现形式为：

XXX X XXXXXXXXXXXXXXXX  
[国家或地区代码] [预留位] [有效证件号码]

1. 外国人所在国家或地区代码按“ISO 3166-1-2006”国家及其地区的名称代码的第一部分国家代码规定的 3 位英文字母表示，如德国为 DEU，丹麦 DNK。遇国际标准升级时，人力资源和社会保障部统一确定代码升级时间。

取得在中国永久居留资格的外国人所在国家或地区代码与其所持《外国人永久居留证》号码中第 1-3 位的国家或地区代码一致（也为三位）。

2. 预留位 1 位，默认情况为 0，在特殊情况时，可填写数字为 1 至 9。

3. 编制使用外国人有效护照号码，应包含全部英文字母和阿拉伯数字，不包括其中的“.”、“-”等特殊字符。编制使用《外国人永久居留证》号码，为该证件号码中第 4-15 位号码。

(1) 以在我国某用人单位工作的持护照号 G01234—56 的德籍人员为例，其社会保障号码为：DEU0G0123456

国家或地区代码	预留位	有效护照号码
DEU	0	G0123456

(2) 以在我国某用人单位工作的持《外国人永久居留证》号 DNK324578912056 的丹麦籍人员为例，其社会保障号码为：DNK0324578912056

国家或地区代码	预留位	《外国人永久居留证》号码
DNK	0	324578912056

4. 数据库对外国人社会保障号码预留 18 位长度（其中有效护照号码最多为 14 位）。编制号码不足 18 位的，不需要补足位数。

5. 外国人社会保障号码在中国唯一且终身不变。其证件号码发生改变时，以初次参保登记时的社会保障号码作为唯一标识，社会保险经办机构应对参保人员的证件类型、证件号码变更情况进行相应的记录。

附属文書：

### 外国人社会保障番号編制規則

外国人が中国社会保险に加入する場合、その社会保障番号は外国人の所在国又は地区のコード、有効証書の番号により構成される。外国人の有効証書はパスポート又は「外国人永久居留証」とする。所在国又は地区コードと有効証書との間に下記の通り 1 桁残しておく。

XXX X XXXXXXXXXXXXXXXX  
[国又は地区コード] [予備桁] (有効証書番号)

1. 外国人の所在国又は地区のコードは「ISO 3166-1-2006」国及びその地区の名称コードの第一部分の国コードに定める 3 桁のアルファベットにより表示し、例えば、ドイツは DEU、デンマークは DNK となる。国際標準がグレードアップする場合、人的資源及び社会保障部がコードのグレードアップ時間を統一して確定する。

中国にて永久居留資格を取得した外国人の所在国又は地区コードはその者が有する「外国人永久居留証」番号の 1 桁目-3 桁目の国又は地区コードと一致する（これも 3 桁である）。

2. 予備桁の 1 桁は、デフォルト状況の場合は 0 であり、特殊な状況の場合は、1 から 9 の数字を記入することができる。

3. 編制に使用する外国人の有効なパスポート番号は全てのアルファベット文字及びアラビア数字を含まなければならず、「.」、「-」等の特殊な記号は含まない。編制に使用する「外国人永久居留証」番号は当該証書番号の 4 桁目-15 桁目の番号とする。

(1) 我が国の某雇用主で就業し、パスポート番号が G01234—56 であるドイツ籍の従業員を例にすると、その社会保障番号は DEU0G0123456 となる。

国又は地区コード	予備桁	有効なパスポート番号
DEU	0	G0123456

(2) 我が国の某雇用主で就業し、「外国人永久居留証」番号が DNK324578912056 であるデンマーク籍の従業員を例にすると、その社会保障番号は DNK0324578912056 となる。

国又は地区コード	予備桁	「外国人永久居留証」番号
DNK	0	324578912056

4. データベースは外国人の社会保障番号について 18 桁の長さを残している（中でも、有効なパスポート番号は多くとも 14 桁である）。編制番号が 18 桁未満の場合には、桁数を補う必要はない。

5. 外国人の社会保障番号は中国で一つだけであり、生涯変わらないとする。その証書番号に変更が生じた場合、初めて保険に加入し登記した時の社会保障番号を唯一の目印とし、社会保険取扱機関は社会保険加入者の証書タイプ、証書番号変更状況を記録しなければならない。